

新宮市条例第 19 号

新宮市と畜場条例の一部を改正する条例

新宮市と畜場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 25 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市と畜場条例の一部を改正する条例

新宮市と畜場条例（平成17年新宮市条例第100号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句に対応する改正後の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の下線が引かれた字句を削る。
- (2) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前					
(使用料)				(使用料)					
第6条 食肉処理場の使用者は、次の表に定める使用料を前納しなければならない。				第6条 食肉処理場の使用者は、次の表に定める使用料を前納しなければならない。					
施設	種類	単位	使用料	施設	種類	単位	使用料		
と畜施設	牛馬等大動物	1頭	3,520円	と畜施設	牛馬等大動物	1頭	市内事業者	円 3,520	
			市外事業者				7,040		
						豚とく等小動物	1頭	市内事業者	1,540
								市外事業者	3,080
冷蔵施設	牛馬等大動物	2分の1頭	242円	冷蔵施設	牛馬等大動物	2分の1頭	市内事業者	242	
							市外事業者	484	
		1日につき				豚とく等小動物	2分の1頭	市内事業者	105
								市外事業者	210
				<u>備考 市内事業者とは、新宮市内に主たる事業所を有する法人又は事業を営む個人をいい、市外事業者とは、市内事業者以外の事業者をいう。</u>					
2 (略)				2 (略)					

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。